第２０回（平成２７年度第１回）熊谷市入札適正化委員会　会議の概要

１　開催日時　平成２７年１０月２日（金）　午後２時開会

２　開催場所　熊谷市役所議会棟　第４委員会室

３　会議の内容

⑴　開会

⑵　あいさつ

⑶　議事

ア　熊谷市の入札制度の概要

イ　入札手続の運用状況に関する報告

ウ　抽出事案に関する審議

＜市長部局＞

建設工事

・　一般競争入札　１件／対象案件　２９件

・　指名競争入札　２件／対象案件　２３件

・　随意契約　　１件／対象案件　　５件

業務委託

・　指名競争入札　２件／対象案件　２２件

＜水道部＞

建設工事

・　一般競争入札　１件／対象案件　　８件

・　指名競争入札　１件／対象案件　　８件

業務委託

・　指名競争入札　１件／対象案件　　９件

エ　次回抽出委員の指名

オ　その他

⑷　閉会

議事の概要

１　熊谷市の入札制度の概要

資料に基づき、事務局から、熊谷市入札制度の概要について説明を行った。

【質疑応答】

委　員：　建設業者の社会保険等加入の条件は、下請業者に対してまで及ぶのか。

事務局：　今回行っている措置については、元請業者が対象となっている。

委　員：　国民健康保険などのあり方から考えれば、良い制度運用であると考える。

委　員：　社会保険等加入の条件について通知を出した後、業者等から問い合わせはあったか。

事務局：　社会保険等の加入条件は、本年度及び次年度については一般競争入札が対象となるため、想定される未加入業者に直接的な影響がないためか、今のところ苦情等は出ていない。ただし、平成２９年度以降は資格者名簿そのものへの登載において社会保険等加入が条件となるため、今の段階ですべての入札の際に啓発を図っている。

２　入札手続の運用状況に関する報告

資料に基づき、事務局から、平成２７年４月１日から平成２７年８月３１日までの建設工事及び工事に係る業務委託の状況概要について説明を行った。

委員からはとくに質問はなく、了とされた。

３　抽出事案に関する審議

委員により抽出された下記事案について、事務局から説明を行った。

委員からは下記のとおり質疑があり、適宜事務局から回答し、了とされた。

＜市長部局＞

事案１・・・熊谷市立妻沼東中学校排水施設整備工事【一般競争入札】

【質疑応答】

委　員：　今年度から設計金額を事後公表としていることが影響し、１回目の入札が予定価格超過であったようだが、その場合、２回目の入札は、業者としてどのような読みでとらえるのだろうか。

事務局：　電子入札の手続上、２回目の入札を行う通知に予定価格超過のうちの最低価格は掲載されるので、そこから勘案することになると考える。

本工事は敷地内の切回し工事であったために管工事業で発注したが、土木工事業の要素を備えた工事でもあり、その部分で応札者が少なかったのかとも推測する。

そのほか、業者側にとって利益を見込むことができるかそうでないかということで参加を見送るという要素もあろう。

委　員：　発注課が営繕課であったが、土木工事業としての要素を勘案した場合、下水道課から発注する、といった選択肢はありうるか。

事務局：　積算方法については、どちらから発注しても同じであると考える。また、土木工事業の応札実績から考えると、土木工事業で発注して応札が増えるか否かについては不透明である。

事案２・・・熊谷市営中妻住宅２号棟２０５号室火災復旧工事【指名競争入札】
事案３・・・道路愛称標識設置工事【指名競争入札】
【質疑応答】
＜事案２＞
委　員：　入札を辞退する場合の流れを教えてほしい。
事務局：　入札を行う日に、応札か辞退かを業者側が選択することとなる。
　今回の工事は、現場を実際に見ていただく日を設けて、そのうえで応札に臨んでいただくかたちをとったが、そのようなプロセスの中で辞退という選択を行ったものと推測する。
委　員：　内装の工事がメインであるが、内装工事だけで大丈夫なのか。
事務局：　強度や安全性など、調査・確認のうえ、今回の工事のとおり行うこととした。
委　員：　辞退する業者が多いのはなぜか。金額面か、あるいは工事内容なのか。
事務局：　両方とも要素があると考える。
委　員：　２者が同様の応札金額であったのは、何か理由があるのか。
事務局：　設計金額を事前公表にしていること、及び工事の困難性から、予定価格を意識した結果の同額であったのかと推測する。
委　員：　積算のあり方は。
事務局：　数量単価を積み重ね、手間分も計上のうえ積算しているが、居住者がいる中での工事でもあり、改修費は想定より上がってしまうことは見込んでいた。
委　員：　出火後の状況を教えていただきたい。
事務局：　出火原因は特定されていない。出火直後、他の居住者への影響を考慮し改修工事を緊急に行った。そのうえで、改修金額の規模をにらみ、工事内容を精査のうえ今回の入札に及んだ。
委　員：　指名業者の級区分がＡ・Ｂ・Ｃ級となっている理由は。
事務局：　発注級区分としてはＣ級であるが、受注能力のある業者の確保を考慮しＡ級までを対象とした。
委　員：　リニューアル工事でなく復旧工事であったことが、不評であったとも解釈できるが。
事務局：　耐力面への配慮、消臭作業なども充分行ってはいる。
委　員：　今回の棟は何階建てか。
事務局：　３階建てである。
＜事案３＞
委　員：　標識のデザインはどのようなものか。また、１道路ごとの本数は決まっているのか。
事務局：　国からの通達により定められているデザインである。全国的な基準を採用している。既に設置されている愛称標識とほぼ同様の内容となっている。
　また、１道路ごとの本数は、場所ごとに異なっている。
委　員：　今回の工事は、単純な設置工事という理解でよいか。
事務局：　そのとおり。
委　員：　道路愛称が決定した経緯について伺いたい。ラグビーワールドカップなども関係するのか。
事務局：　新市１０周年記念事業として、公募により決定したものである。ラグビーのことはとくに関係していない。
委　員：　最低制限価格と入札額が同額であったのは、何か理由があるのか。
事務局：　舗装工事や標識設置工事は、工事工程が相対的に単純であるため、積算が容易と

考えられ、同額応札の傾向がある。また、指名競争入札は設計金額を事前公表としているため、その点においても特定しやすい部分があるものと推定する。昨今、設計単価に係る情報公開の件数も急増しており、業者側において積算に係る研究を行っているのかとも推定する。

委　員：　愛称標識の設置工事は、頻繁に行われているのか。

事務局：　平成６年度の実施後、今回まで工事の実績はない。

事案４・・・防災行政無線（固定系）デジタル化整備工事【随意契約】

【質疑応答】

委　員：　この工事は、公募を行ったのか。

事務局：　設計及び工事の一括発注として公募を行っている。

委　員：　この工事に係る監理業務委託というものを行っているようであるが、これはどのような業務委託か。

事務局：　専門的な工事であるので、その工事に係るマネジメント業務を委託したものである。

委　員：　防災行政無線のデジタル化で、大きく変わる点はどのような点か。

事務局：　機能に大きく変化はないが、防災無線取扱業者が合併前後の影響もあり複数社いたものを統一すること、老朽化した機器の交換、音声放送、ＦＡＸ、メールなどの配信手段に係る手続を一元化した、などが挙げられる。

事案５・・・籠原駅北口電線類地中化詳細設計業務委託【指名競争入札】

事案６・・・熊谷市立玉井小学校屋内運動場建築工事設計業務委託【指名競争入札】

【質疑応答】

＜事案５＞

委　員：　予定価格に近い額での応札であるが、難しい業務であるのか。

事務局：　とくに難しい業務であるとは認識していない。業務委託の設計金額が事前公表であることと関係があるのかもしれないが、このような傾向がみられる。

＜事案６＞

委　員：　この業務委託の低入札価格調査において、建設工事への入札参加条件にあるような社会保険等加入などを調査するのか。

事務局：　業務委託においては、社会保険等加入を入札参加条件とはしていない。ただし、低入札価格調査における調査項目として、会社の経営状況などを調査している中で、労務関係のことなどを報告させている。例えば、この仕事に対し充当を想定する人数や、中にどれくらい他業務と兼務する者があるかなども調査している。

委　員：　調査において、ヒアリングを行っているのか。

事務局：　ヒアリングを実施する際に、過去３期分の経営状況を提出させ、利益が出ているかなどを確認のうえ、実際に履行が可能であるか判断をしている。

委　員：　類似業務について同一の会社が落札しているが、問題はないのか。

事務局：　各々の業務における社員の配置体制等を確認している。昨年度は低入札価格調査において履行不可能と判断した案件があった。このこともあり、複数業務の受注が可能である業者、体力的に１業務のみ受注可能である業者が、受注を希望する業務を選択しやすくなるよう入札の日程などを調整する工夫を行った。

委　員：　過去に安価で類似業務を受注した業者について、指名選定の時に考慮したりするのか。

事務局：　指名は、基本的に市内業者を優先する。市外業者の登録数は非常に多いため、類

似業務それぞれで指名する業者を分け合っている。

委　員：　設計業務委託が安価であることが、その工事の請負業者とのつながりの中で生まれているということはないか。そういった調査は行っているのか。行っていないとすれば、そのような調査もすべきではないか。

事務局：　結びつきが深いとは考えていないので、とくに調査は行っていない。ただ、情報の得られる事柄については、参考にしていきたいと考える。

＜水道部＞

事案７・・・東部浄水場２号配水池・ポンプ井等改修工事【一般競争入札】

【質疑応答】

委　員：　類似した工事で「江南浄水場配水池建設工事」があるが、こちらの応札業者数は幾つか。

事務局：　８者である。

事案８・・・玉作浄水場前次亜注入ポンプ更新工事【指名競争入札】

【質疑応答】

委　員：　受注業者は、当初の設置業者とは別の業者か。

事務局：　下請として一部を担っていたかと記憶している。

委　員：　更新のサイクルはどのようになっているのか。

事務局：　とくに何年ごとということではなく、新たな水源を得るに当たり、薬剤の注入に際し細かな調整が必要になり、そのために機器の更新を行う工事である。

委　員：　以前の井戸は閉鎖しているのか。

事務局：　閉鎖している。

委　員：　今回発注したようなポンプは、特殊なものではないのか。

事務局：　基本的にはどこの浄水場にあるものと考える。

事案９・・・配水管布設工事実施設計業務委託（その２）【指名競争入札】

【質疑応答】

委　員：　指名したすべての業者が応札した、ということか。

事務局：　そのとおり。

委　員：　設計金額と予定価格の違いには理由があるのか。

事務局：　予定価格の設定権者の判断による。

＜その他＞

【質疑応答】

委　員：　１者入札で成立した案件は、今年度幾つあったか。

事務局：　６件である。そのうちの１件が、今回の事案１である。紙入札の際には、入札者が一堂に会することになるため談合等の危険性もあったため１者入札を否定的にとらえていた。電子入札システムの導入によりそのような危険性が払拭されていることもあり、さらに本年度から設計金額の一部事後公表を実施することを踏まえ、１者入札を可能にすることにした。

委　員：　２回入札を実施して、不調であった場合はどのようにするのか。

事務局：　改めて入札を検討するか、難しい場合には随意契約の検討を行う。

委　員：　同時期に複数の工事や業務を受注する業者が減っているように思える。何か原因が考えられるか。

事務局：　技術者の確保の困難性に起因するのかと考える。その場合、応札してこないケースもみられる。

４　次回抽出委員の指名

次回委員会において抽出事案を選定する委員を指名した。

以上で、閉会となった。